

平成 25 年 3 月 15 日

株主各位

東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号
東京大学本郷キャンパス内
東京大学アントレプレナープラザ 7 階
株式会社ユーグレナ
代表取締役 出雲 充

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 25 年 3 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）（平成 25 年 3 月 30 日（土曜日）および平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 2,400 万株増加して、3,000 万株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 5 月上旬にお届出ご住所宛にお送りする予定です。
- 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。